

利用者のために

1 調査の目的

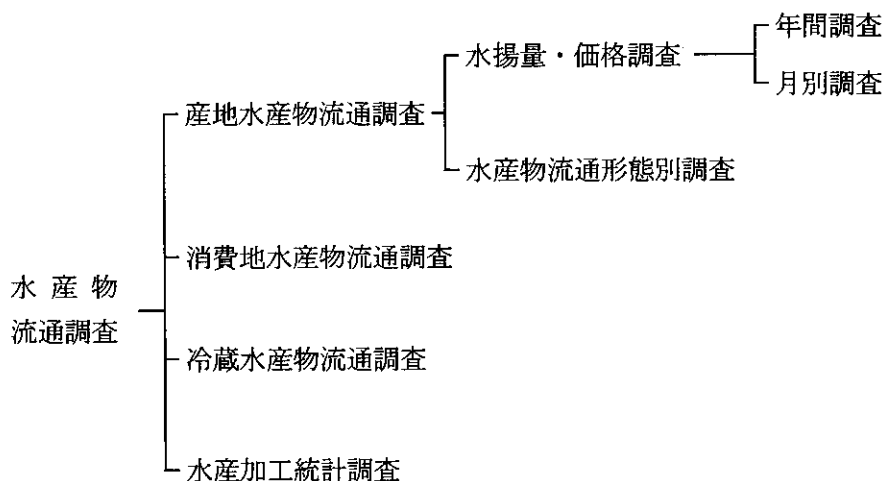
水産物流通調査（以下「調査」という。）は、水産物の価格水準、需給動向等を明らかにし、水産物の需給計画、価格安定対策、流通改善対策等、水産行政の資料とすることを目的としている。

2 根拠

調査は、統計報告調整法（昭和27年法律第148号）第4条第1項の規定に基づく、総務大臣の承認を受けた統計報告として実施した。

3 調査の種類

調査の種類は、以下のとおりである。



4 調査の機構

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織を通じて行った。

5 調査期間等

調査期間は平成15年1月1日から12月31日までの1年間とし、調査回数は次のとおりとした。

(1) 産地水産物流通調査

ア 水揚量・価格調査

年間調査は年1回、月別調査は月1回

イ 水産物流通形態別調査

年1回

(2) 消費地水産物流通調査

月1回

(3) 冷蔵水産物流通調査

月1回

(4) 水産加工統計調査

年1回

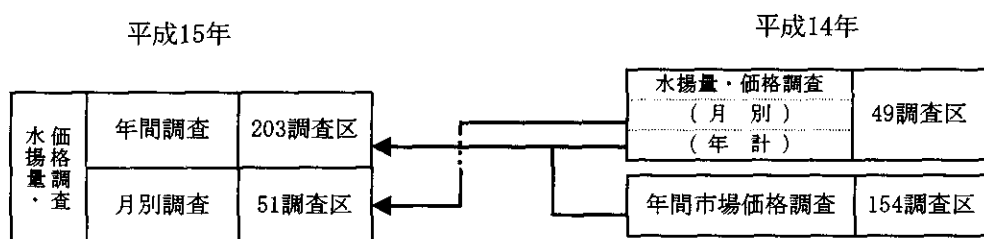
6 調査の範囲・調査客体、調査事項及び調査方法

(1) 産地水産物流通調査

ア 調査の範囲・調査客体（別表1、2参照）

産地水産物流通調査は、第10次漁業センサス（平成10年実施）で設定された全国2,263漁業地区から、主要な漁業地区を選定し、調査区を設定した。本調査では、設定した調査区を便宜上「漁港」として取り扱っている。

なお、平成15年調査から下図のとおり調査体系の見直しを行った。水産物流通形態別調査は前年と同様である。



(ア) 水揚量・価格調査（年間調査）（以下、「年間調査」という。）については、調査区の水揚量の合計が原則として全国の海面漁業生産量のおおむね7割を占めるまでの203調査区を選定し、調査区内の全ての卸売業者及び漁業協同組合を調査客体とした。

(イ) 水揚量・価格調査（月別調査）（以下、「月別調査」という。）については、年間調査の調査区で調査品目毎の水揚量上位20調査区のうち、原則として1調査区で5品目以上が該当となった51調査区を選定し、調査区内の全ての卸売業者及び漁業協同組合を調査客体とした。

(ウ) 水産物流通形態別調査については、年間調査の調査区のうち、調査品目の水揚量が年間調査の当該品目の水揚量のおおむね6割を占める32調査区を選定し、調査区内の全ての卸売業者及び漁業協同組合を調査客体とした。

なお、卸売業者等で全ての調査内容を把握できない場合は、仲卸業者を調査客体とした。

イ 調査事項

(ア) 水揚量・価格調査

上場水揚量及び水揚価額

(イ) 水産物流通形態別調査

用途別出荷量及び仕向先別出荷量

ウ 調査方法

(ア) 水揚量・価格調査（年間調査）

卸売業者等の自計申告又は調査員による資料の閲覧により行った。

(イ) 水揚量・価格調査（月別調査）

51調査区のうち、25調査区については卸売業者等の自計申告又は調査員による資料の閲覧により行い、26調査区については（社）漁業情報サービスセンター（以下、「JAFIC」という。）の水産物流通情報調査の月別品目別取引量及び価格を利用した。

(ウ) 水産物流通形態別調査

職員による面接、聞き取りにより行った。

(2) 消費地水産物流通調査

ア 調査の範囲・調査客体（別表3参照）

札幌、仙台、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島及び福岡の10都市の中央卸売市場の水産物を取り扱う全ての卸売業者を調査客体とした。

イ 調査事項

卸売数量及び卸売価額

ウ 調査方法

卸売業者の自計申告により行った。

(3) 冷蔵水産物流通調査

ア 調査の範囲・調査客体（別表4参照）

全国の総冷蔵能力の50%に達するまでの産地42市町及び消費地14市区町を調査の範囲とし、水産物を取り扱う主機（冷凍圧縮機）10馬力（1馬力=0.75KW換算）以上の冷凍・冷蔵工場のうち、調査市区町ごとの総冷蔵能力に対し調査する冷蔵能力の累計が80%に達するまでの冷凍・冷蔵工場を調査客体とした。

イ 調査事項

(ア) 前月月末在庫量

(イ) 月間在庫量

(ウ) 月間出庫量

(エ) 冷蔵能力

ウ 調査方法

冷凍・冷蔵工場への郵送、自計申告、職員による資料の閲覧又は聞き取りにより行った。

(4) 水産加工統計調査

ア 調査の範囲・調査客体

全国の水産加工品を生産する全ての陸上加工経営体を調査客体とした。

なお、陸上加工経営体とは、加工場又は加工施設があり、専従の従業者を使用し、販売を目的として水産加工品を生産する経営体をいう。

イ 調査事項

(ア) 加工種類別品目別生産量

(イ) 陸上加工経営体数

ウ 調査方法

陸上加工経営体等の自計申告調査、調査員又は職員による面接調査、資料の閲覧により行った。

7 集計方法

数量及び価額についてはそれぞれの積上げ、価格については、価額を数量で除して算出する方法により行った。

8 用語の定義及び約束

(1) 産地水産物流通調査

ア 上場水揚量

調査区内の卸売市場において、せり、入札、相対等によって取引された数量をいう。(搬入量(調査区外の漁港等から搬入されたもの)及び冷蔵庫から出庫された量は除く。)

イ 水揚価額

上記アに対応する金額をいう。

ウ 卸売価格

水揚価額を上場水揚量で除した1kg当たり価格である。

エ 用途別出荷量

調査区内の卸売市場において取り引きされた水産物の最終的な用途別(生鮮食用向け、ねり製品・すり身、缶詰、その他の食品加工品、魚油・飼肥料、養殖用又は漁業用餌料)の出荷量である。

オ 仕向先別出荷量

生鮮食用向けに出荷された水産物の仕向先別〔(自県内(産地市場、消費地市場、市場外)、自県外(産地市場、消費地市場、市場外))〕の出荷量である。

カ 品目分類

(ア) 水揚量・価格調査(年間調査)は、別表5「水揚量・価格調査(年間調査)の品目分類」に掲げる品目分類とする。

(イ) 水揚量・価格調査(月別調査)は、別表6「水揚量・価格調査(月別調査)の品目分類」に掲げる品目分類とする。

(ウ) 水産物流通形態別調査は、別表7「水産物流通形態別調査の品目分類」に掲げる品目分類とする。

キ J A F I C の調査結果を利用している調査区における上場水揚量及び一部の品目の定義は下表のとおりである。

上 場 水 揚 量		産地市場において、取り扱われた数量をいう。 ① 福岡は、搬入量が含まれる。 ② 三崎のまぐろ類には、冷凍・冷蔵工場からの出庫量が含まれる。
品 目	めばち及びきはだ(生・冷)	めばち及びきはだには、小型魚(10kg以下)が含まれる。
	すけとうだら(生)	北転船以外により水揚げされたもの。
	すけとうだら(冷)	北転船により水揚げされたもの。

(2) 消費地水産物流通調査

ア 卸売数量

10都市に所在する中央卸売市場に入荷した水産物の数量である。

イ 卸売価額

上記アに対応する金額をいう。

ウ 卸売価格

卸売価額を卸売数量で除した1kg当たり価格である。

エ 品目分類

別表8「消費地水産物流通調査の品目分類」に掲げる品目分類とする。

(3) 冷蔵水産物流通調査

ア 月間入庫量

毎月1日から月末までの延べ入庫量である。

イ 月間出庫量

毎月1日から月末までの延べ出庫量である。

ウ 月末在庫量

月末現在の在庫量である。

エ 品目分類

別表9「冷蔵水産物流通調査の品目分類」に掲げる品目分類とする。

(4) 水産加工統計調査

ア 水産加工品とは、販売を目的として陸上において生産された水産加工品及び生鮮冷凍水産物をいう。ただし、水産缶詰・瓶詰、寒天、油脂・飼肥料等を除く。

イ 同一経営体が一貫加工を行った場合は、最終段階の該当品目にその生産量が計上されている。(例えば、かつおからかつお節を製造し、更に、けずり節を製造した場合は、けずり節の生産量のみが計上される。)

ただし、生鮮品を凍結した後に加工した場合には、生鮮冷凍水産物及び該当加工品として、それぞれ計上されている。

ウ 品目分類

別表10「水産加工統計調査の品目分類」に掲げる品目分類とする。

(5) 水産物卸売価格指数

水産物卸売価格指数は、産地卸売市場における産地水産物卸売価格指数と、10都市中央卸売市場における消費地水産物卸売価格指数の2種類を作成した。

ア 基準時

平成12年

イ 採用品目

(ア) 産地水産物卸売価格指数

98品目

(イ) 消費地水産物卸売価格指数

63品目

ウ ウェイト

(ア) 産地水産物卸売価格指数

平成11年、12年の全国漁業生産額の万分率（ただし、真珠、捕鯨業及び内水面の魚種を除く。）

(イ) 消費地水産物卸売価格指数

平成11年、12年の10都市中央卸売市場の卸売価額の万分率（ただし、加工品及び海藻類を除く。）

エ 基準時及び比較時価格

(ア) 産地水産物卸売価格指数

水揚量・価格調査、年間市場価格調査の対象漁港の品目別平均卸売価格

(イ) 消費地水産物卸売価格指数

10都市中央卸売市場の品目別平均卸売価格

オ 指数の算式

ラスパイレス式（基準時加重相対法）

$$I_t = \frac{\sum (p_t / p_o) W_o}{\sum W_o}$$

I_t : 基準時に対する比較時の価格指数

W_o : 基準時の品目別ウェイト

p_o : 基準時の品目別価格

p_t : 比較時の品目別価格

(6) 消費税について

各調査の価格は、消費税を含んだ価格である。

(7) 単位及び記号の表示

ア 単位

(ア) 単位の表示は、各統計表に記載したとおりである。単位未満の端数については、四捨五入して表示した。

(イ) 統計表については、表示単位未満の端数を四捨五入しており、計と内訳が一致しない場合がある。

イ 記号

表中に使用した記号は次のとおりである。

「－」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「0」：単位に満たないもの

「△」：負数又は減少したもの

「X」：秘密保護上統計数値を公表しないもの

(8) 本書についての問い合わせ先

農林水産省大臣官房統計部

電話 代表 03-3502-8111

生産流通消費統計課 消費統計室

流通動向第1班

内線2876(産地水産物流通統計)

内線2877(消費地水産物流通統計、冷蔵水産物流通統計)

直通 03-3501-2747

食品産業動向班

内線2888(水産加工統計)

直通 03-3591-0783